

「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」

令和5年3月28日
東通村農業委員会

第1 基本的な考え方

農業委員会等に関する法律の改正法が平成28年4月1日に施行され、農業委員会においては「農地等の利用の最適化の推進」が最も重要な必須事務として、明確に位置づけられた。

東通村は、本州最北東に位置し青森県全体の約3.1%に当たる総面積295.27k m²の広い土地と、北は津軽海峡、東は太平洋に面した南北に長い約65kmに及ぶ沿岸線を有し、29の集落が点在する独特の形態を持つ村である。

また、村の大部分は、森林面積が215.12 k m²と約73%を占め、農地面積は約1,958haと約7%にすぎないが、夏季冷涼な気象条件や広大で肥沃な土地などの立地条件を生かし、稲作など土地利用型部分の経営規模の拡大や、施設野菜・花卉部門の導入及び畜産（肉用業）部門に野菜部門を加えた経営の複合化や、新規参入による果樹部門などの経営の改善を進めることが極めて重要課題となっている。

このような自然環境の中、それぞれの地域によって農地の利用状況や営農類型が異なっており、地域の実態に応じた取り組みを推進し、それに向けた対策の強化を図ることが求められている。

近年では、農業従事者の高齢化や担い手不足、若手農業者の不足が深刻化しつつあり、後継者不足の問題などによる遊休農地の発生が懸念されることから、その発生防止・解消に努め、さらに農業が地域経済を支える基幹産業として持続的に発展するためには、効率的かつ安定的で多様な農業経営の育成・確保や担い手への農地利用の集積・集約化などに取り組んでいく必要がある。

以上のような観点から、地域の強みを活かしながら、活力ある農業・農村を築くため、法第7条第1項に基づき、農業委員と農地利用最適化推進委員（以下「推進委員」という。）が連携し、担当区域ごとの活動を通じて「農地等の利用の最適化」が一体的に進んでいくよう、東通村農業委員会の指針として、具体的な目標と推進方法を以下のとおり定める。

なお、この指針は、令和12年3月までの目標達成に向けた計画とし、農業委員及び推進委員の改選期である3年ごとに検証・見直しを行う。

また、単年度の具体的な活動については、「農業委員会事務の実施状況等の公表について」（平成28年3月4日付け27経営第2933号農林水産省経営局農地政策課長通知）に基づく「目標及びその達成に向けた活動計画」のとおりとする。

第2 具体的な目標と推進方法

1. 遊休農地の発生防止・解消について

(1) 遊休農地の解消目標

	管内の農地面積(A)	遊休農地面積(B)	遊休農地の割合(B/A)
現 状 (令和5年3月)	1,860ha	47ha	2.5%
4年後の目標 (令和9年3月)	1,850ha	37ha	2.0%
目 標 (令和12年3月)	1,840ha	27ha	1.5%

(2) 遊休農地の発生防止・解消の具体的な推進方法

①農地の利用状況調査と利用意向調査の実施について

推進委員の地区担当制に基づき、農業委員と連携した利用状況調査と利用意向調査の実施について協議・検討し、調査の徹底を図る。それぞれの調査時期については、「農地法の運用について」（平成21年12月11日付け21経営第4530号・21農振第1598号農林水産省経営局長・農村振興局長連名通知）に基づき実施する。

なお、従来から農地パトロールの中で行っていた、違反転用の発生防止・早期発見等、農地の適正な利用の確認に関する現場活動については、利用状況調査の時期にかかわらず、適宜実施する。

利用意向調査の結果を踏まえ、農地法第34条に基づく農地の利用関係の調整を行う。

利用状況調査と利用意向調査の結果は、農地台帳等に反映し正確な記録の確保と公表の迅速化を図る。

②農地中間管理機構との連携について

農家の意向を踏まえ、農地中間管理機構の活用に努める。

③非農地判断について

利用状況調査などの結果により、再生利用が困難な農地については、現況に応じて速やかに「非農地判断」を行い、利用可能な農地を明確化する。

2. 担い手への農地利用の集積・集約化について

(1) 担い手への農地利用集積目標

	管内の農地面積(A)	集積面積(B)	集積率(B/A)
現 状 (令和5年3月)	1,860 ha	678 ha	36.5%
4年後の目標 (令和9年3月)	1,850 ha	1,110 ha	60.0%
目 標 (令和12年3月)	1,840 ha	1,656 ha	90.0%

注：集積面積は、東通村「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」に基づき算出

(2) 担い手への農地利用の集積・集約化に向けた具体的な推進方法

①「人・農地プラン」の作成・見直しについて

農業委員会として、地域ごとに人と農地の問題解決のため、「地域における農業者等による協議の場」を通じて、認定農業者等を地域の中心となる経営体と位置付け、それぞれの農業者の意向と地域の資源に照らした実現可能性のある「人・農地プラン」の作成と見直しに積極的に取り組む。

②農地中間管理機構等との連携について

農業委員会は、村づくり育てる農林水産課や農地中間管理機構などと連携を図り、農地の出し手と受け手の意向の把握などの情報収集体制を整え、農地中間管理機構の活用を検討するなど、農地の出し手と受け手の意向を踏まえたマッチングを行う。

③農地の利用調整と利用権設定について

地域の農地利用の状況を踏まえ、担い手への農地利用の集積が進んでいる地域では、担い手の意向を踏まえた農地の集約化のための利用調整・交換と利用権の再設定を推進する。

3. 新規参入の促進について

(1) 新規参入の促進目標

	新規参入者数（累計）
現 状（令和 5 年 3 月）	7 人
4 年後の目標（令和 9 年 3 月）	11 人
目 標（令和 12 年 3 月）	14 人

注：東通村「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」に基づき、年間1経営体の新規参入を目標値とする。なお、面積については、営農類型によって経営面積指標が異なることから目標値は定めない。

(2) 新規参入の促進に向けた具体的な推進方法

①関係機関との連携について

新規参入を検討している青年等の情報収集を行うとともに、新規参入の窓口となる村づくり育てる農林水産課ほか関係機関との連携を強化し、新規参入の確保に努める。

②企業参入の推進について

担い手が十分いない地域では、企業も地域の担い手になり得る存在であることから、農地中間管理機構も活用して、企業の参入の推進を図る。

③農業委員会のフォローアップ活動について

ア 区域内において高齢化等により農地の遊休化が深刻な地域について、農地の下限面積に別段の面積を設定するなどを検討し新規就農等を促進する。

イ 新規就農者が担い手として継続して営農していくためには、就農段階から一貫して支援していくことが重要であることから、関係機関などと連携し支援に努める。

ウ 新規就農者が居住する住宅確保のため、村が実施する空き家対策関連事業と連携し進めていく。